

静内水委指示第8-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和8年5月1日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 山本俊康

1 指示の内容

次に示す対象区域でオオクチバス、コクチバスを含むオオクチバス属の魚及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域及びこれに連続する水域に再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

2 対象区域

水窪川との合流地点から上流の天竜川本支流

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までとする。